

入院時食事療養費について

当院の入院時食事療養に関する届け出は次のとおりです。

入院時食事療養費（１）

食事は医療の一環として提供しております。それぞれの患者さんの病状に応じて必要とする栄養量を計算し提供しております。また、管理栄養士が適切な栄養管理を行い、温冷配膳車を使用し適時適温で提供しています。

（朝食８時、昼食１２時、夕食１８時）

なお各病棟には食堂を設置しております。利用可能な方は食堂の利用をお勧めします。

食事を提供した場合は、１食単位で１日につき３食を限度として提供します。

１食につき６９０円（患者さんの負担金額である標準負担額は一般の場合、１食につき５１０円）を１日につき３食分を限度に徴収します。